

次期仙台市みどりの基本計画 (中間案素案)

令和2年12月

仙 台 市

目次

※ページ表記は今後の予定

序章

- 1 改定の背景と目的
- 2 みどりの基本計画とは
 - (1) 法律・条例上の位置づけ
 - (2) 本計画で対象とするみどりの範囲
 - (3) みどりの役割
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間(目標年度)
- 5 計画の構成

第1章 基本理念・みどりの将来像

- 1 みどりを取り巻く社会状況等
 - (1) 本市のみどりを取り巻く社会状況
 - (2) みどりに関する新たな視点
 - (3) 本市のまちづくりに関する動向
 - (4) 本市のみどりの現状と課題
 - ① 本市のみどりの特徴と現状
 - ② 仙台のみどりの基本計画(2012-2020)の振り返り
 - ③ 本市のみどりの課題
- 2 基本理念・みどりの将来像
 - (1) 基本理念
 - (2) 「百年の杜づくり」とは
 - (3) みどりの将来イメージ図
 - (4) みどりの配置構想図(「百年の杜」将来像)
- 3 取組みの姿勢
 - (1) グリーンインフラの推進
 - (2) みどりのマネジメントの推進
 - (3) 杜の都のグリーンインフラ(図)

第2章 基本方針・具体的な施策

- 1 基本方針・重点的な取組み
 - 基本方針1 みどりと共生するまち
 - (1) 施策体系
 - (2) 重点的な取組み

(3) 市民・市民活動団体・事業者の協働

基本方針2 みどりで選ばれるまち

(1) 施策体系

(2) 重点的な取組み

(3) 市民・市民活動団体・事業者の協働

基本方針3 みどりを誇りとするまち

(1) 施策体系

(2) 重点的な取組み

(3) 市民・市民活動団体・事業者の協働

基本方針4 みどりとともに人が育つまち

(1) 施策体系

(2) 重点的な取組み

(3) 市民・市民活動団体・事業者の協働

基本方針5 みどりを大切にすまち

(1) 施策体系

(2) 重点的な取組み

(3) 市民・市民活動団体・事業者の協働

2 各方針の事業・取組みの一覧

3 区ごとの主な事業・取組み

(1)青葉区

(2)宮城野区

(3)若林区

(4)太白区

(5)泉区

第3章 グリーンインフラの推進に係る関連事業の進め方

1 緑地の保全

(1) 緑地保全制度の運用

2 緑化の推進

(1) 緑化重点地区の運用

(2) 市街地等における建築物等の質の高い緑化の推進

3 都市公園の整備及び管理等

(1) 「公園マネジメント」の推進

(2) その他

4 街路樹の整備及び管理等

(1) 「街路樹マネジメント」の推進

第4章 計画の推進方策

- 1 推進体制
- 2 進行管理

参考資料(作成中)

序 章

序章

1 改定の背景と目的

仙台市では平成24年7月に前計画を策定し、「みんなで育む『百年の杜』」を基本理念に掲げ、市民・市民活動団体・事業者・行政が一体となり、東部地域のみどりを震災からの復興のシンボルとして再生することや、これまで先人が培ってきたみどりについて、地域の歴史や文化を守り育み、より豊かで質の高い「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくための取組みを行ってまいりました。

この間、少子高齢化の更なる進行や地球温暖化に伴う気候変動、国内外の交流人口の拡大など、本市のみどりを取り巻く社会情勢は大きく変化いたしました。また、今後は近い将来、確実に迎えることになる人口減少や、地球規模で深刻化する環境・社会・経済の諸課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」など多様な視点によるまちづくりが求められております。

このようなことを踏まえて、伝統ある「杜の都」の風土を生かし、これまで市民協働で取り組んできた「百年の杜づくり」を継承し、更なる発展のために、ここに新たな仙台市緑の基本計画を策定します。

2 みどりの基本計画とは

(1) 法律・条例上の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組みを実施するにあたって、基本的な方針を示すものです。

本市では杜の都の環境をつくる条例第10条に緑の基本計画の策定を規定しています。

(2) 本計画で対象とするみどりの範囲

本計画で対象とする緑は市域全域にわたって分布する樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、また単独で生育する樹木や草花などを広く対象とします。

また、公園緑地、学校の校庭や街路樹などの公共施設の緑から、私有林や屋敷林（居（い）久（ぐ）根（ね））、個人の庭などの私有の緑まで、広く市民共有の財産ととらえ、本計画の対象とします。

本計画では、このように広い概念でとらえていることを示すために、ひらがなの「みどり」と表記することにします。

※ただし緑化や緑被地（りょくひち）などの単語中の「緑」や「緑の活動団体」など、条例や要綱で規定されているものについては、漢字を使用します。

(3) みどりの役割

① 自然環境の保全

森林は植林や間伐^{かんぼつ}などの適正な森林管理により、二酸化炭素が固定・吸収され、地球温暖化の防止に寄与するとともに、水源涵養機能も高まり、健全な水循環の確保に寄与します。

また、奥山から海岸までの多様な自然環境は生物の生息・生育の基盤や移動経路となるなど、生物多様性を保全します。

② 都市環境の改善

都市のみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化、騒音・振動の吸収、防風・防塵など生活環境を保全するとともに、人々にやすらぎや潤いなどの心理的な効果を与えます。

③ レクリエーションの場などの提供

公園緑地や樹林地などは、休養やレクリエーションなどの場となり、健康増進や子どもの育成の場ともなります。

④ 安全・安心な都市基盤の形成

公園緑地などのオープンスペースは地震や火災などの災害時の避難場所となり、また公園緑地や樹林地などは延焼を防止するほか、土砂崩壊などによる被害を軽

減します。さらに、海岸林は飛砂や塩害を防ぐだけでなく、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉効果等があり、沿岸部の公園緑地に設置した丘は津波からの避難場所となるなど、津波被害の軽減効果を持っています。

⑤ 地域固有の都市景観，歴史，文化の形成

みどりは、歴史的・文化的資源と一体となった地域固有の都市景観や風土を形成するとともに、地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与します。

⑥ 地域のコミュニティ形成の場

公園緑地や樹林地などはみどりとふれあう活動の場を提供し、みどりの保全や創出に多くの人に関わることで、人と人をつなぐ地域コミュニティ醸成の場となります。

3 計画の位置づけ

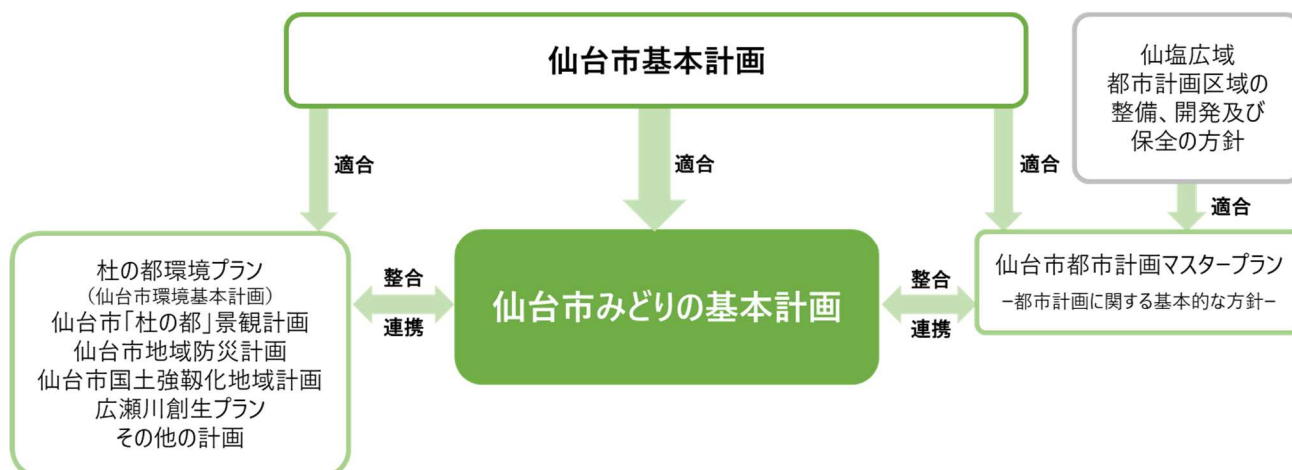


図-〇〇：計画体系における仙台市みどりの基本計画の位置づけ

4 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である仙台市基本計画に合わせ、2030（令和12）年度までとして、計画の実現を目指します。

なお、社会情勢の変化などに対応していくため、中間年度（令和7年度）には中間見直しを行うこととします。

5 計画の構成

序章

第1章 基本理念・みどりの将来像

第2章 基本方針・具体的な施策

第3章 グリーンインフラの推進に係る関連事業の進め方

第4章 計画の推進方策

第1章 基本理念・みどりの将来像

第1章 基本理念・みどりの将来像

1 みどりを取り巻く社会状況等

(1) 本市のみどりを取り巻く社会状況

① 緩やかな人口減少と少子高齢化の更なる進行

日本全体では人口減少が進む中、本市の人口は人口流入などに増加が続いており、近い将来にピークを迎え、その後は緩やかに減少し、2050（令和32）年頃に100万人を割り込む見込みとなっています。本計画期間中については、ほぼ横ばいで推移する見込みとなっていますが、少子高齢化が進み、人口構成の変化が予想されます。

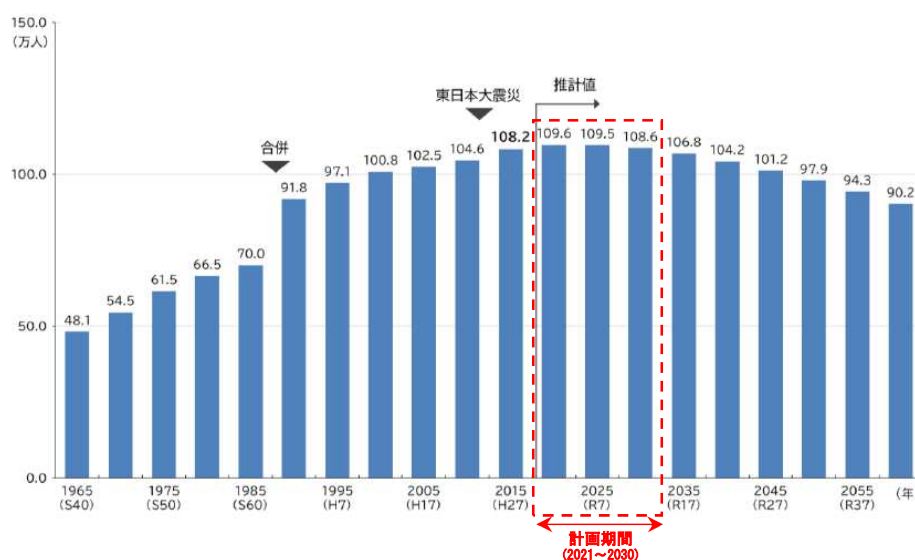


図-〇〇：仙台市の将来人口推計

出典：仙台市基本計画（中間案） コーホート要因法により仙台市まちづくり政策局で推計

② 地球温暖化等を起因とする自然災害の頻発化・激甚化

近年、地球温暖化を一因とする気候変動とその影響により、世界中で平均気温の上昇や豪雨等の水災が発生しています。国内においても、気候変動とその影響が表れ始めており、全国各地で局地的な大雨や記録的な暑熱が発生しています。「平成30年7月豪雨」では、西日本を中心に広い範囲での大雨となり、豪雨災害としては平成最大の200名を超える死者・行方不明者が発生するなど、各地に甚大な被害をもたらしました。「令和元年東日本台風」では、宮城県内でも阿武隈川などの河川氾濫やがけ崩れが発生し、本市においても広い範囲で被害に見舞われました。



本市における洪水（河川氾濫）の被害
（平成27年9月関東・東北豪雨）



本市における土砂災害（がけ崩れ）の被害
（令和元年東日本台風）

図-〇〇：本市における近年の大雨被害

出典：仙台市地球温暖化対策推進計画中間案（令和2年8月）

③ 社会資本の老朽化

我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されています。今後、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなる見込みであり、このように一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められています。

本市においても公共施設（建築物）のうち、築30年以上の施設が4割を超えており、今後、老朽化の進むこれらの施設、ならびに今後老朽化対策が必要となる施設の維持・保全に、膨大な費用がかかることが見込まれています。

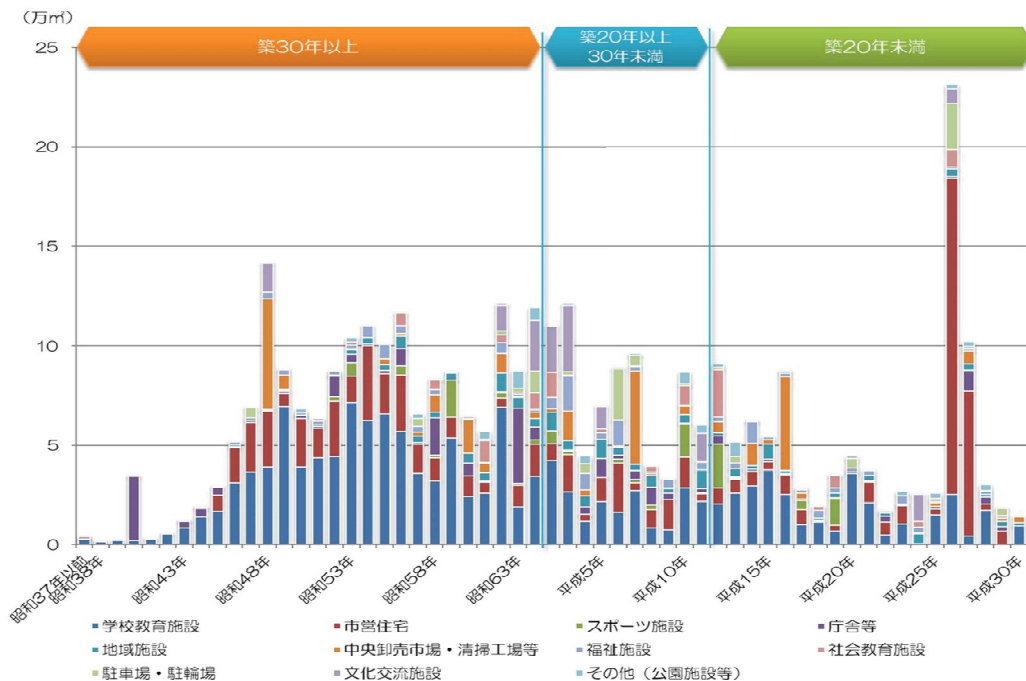


図-〇〇：整備年度別床面積

出典：平成30年度仙台市公共施設の「見える化」-公共施設のいま-（財政局）

④ 交流人口の拡大

本市の外国人宿泊者数は2019(令和元)年に33万人泊を突破し、5年連続で過去最多を更新しました。一方で、東北地方全体における宿泊者数は他地域に比べると依然として低水準にあると言え、更には観光庁が2017(平成29)年3月に発表した「観光立国推進基本計画」では、地方部※における訪日外国人宿泊者数を2020(令和2)年に7,000万人泊にすることを目標に掲げております。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行により、2020年には国内外からの宿泊者数は大幅な落ち込みが懸念されているものの、東北地方の交流拠点としての役割を担う本市においては、収束後を見据え、更なる観光資源の発掘や都市の魅力向上等の取組みが必要となっています。

※三大都市圏(埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 愛知県, 京都府, 大阪府, 兵庫県)以外の地域を指す。

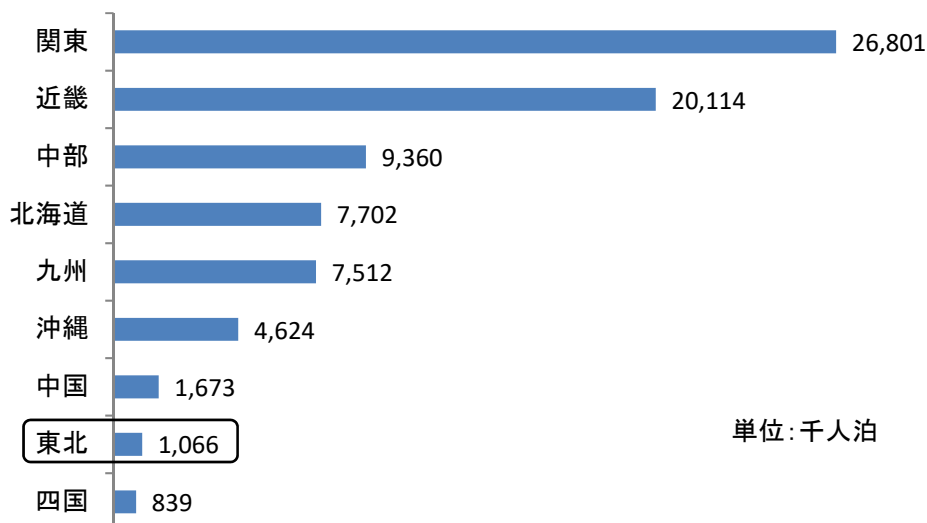


図-〇〇 : 「地域別外国人延べ宿泊者数(平成 29 年)」

出典 : 観光庁 観光統計により作成

⑤ 感染症を契機としたまちづくり

2019(令和元)年に発生し、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活と地域経済に深刻な影響を与え、一人ひとりの暮らし方や働き方も見直されています。

2020(令和2)年には国土交通省において、新型コロナがもたらす「ニューノーマル」に対応したまちづくりに向けて、職住近接(自宅と勤務先が近いこと)のニーズへの対応や総合的な交通戦略の推進、緑やオープンスペースの柔軟な活用等、今後の都市政策の検討が進められています。

新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(イメージ)

- 人々の働く場所・住む場所の選択肢を広げるとともに、大都市・郊外・地方都市と、規模の異なる複数の拠点が形成され、役割分担をしていく形が考えられる。
- 複数の用途が融合した職住近接に対応し、様々なニーズ、変化に柔軟に対応できるようなまちづくりが必要。

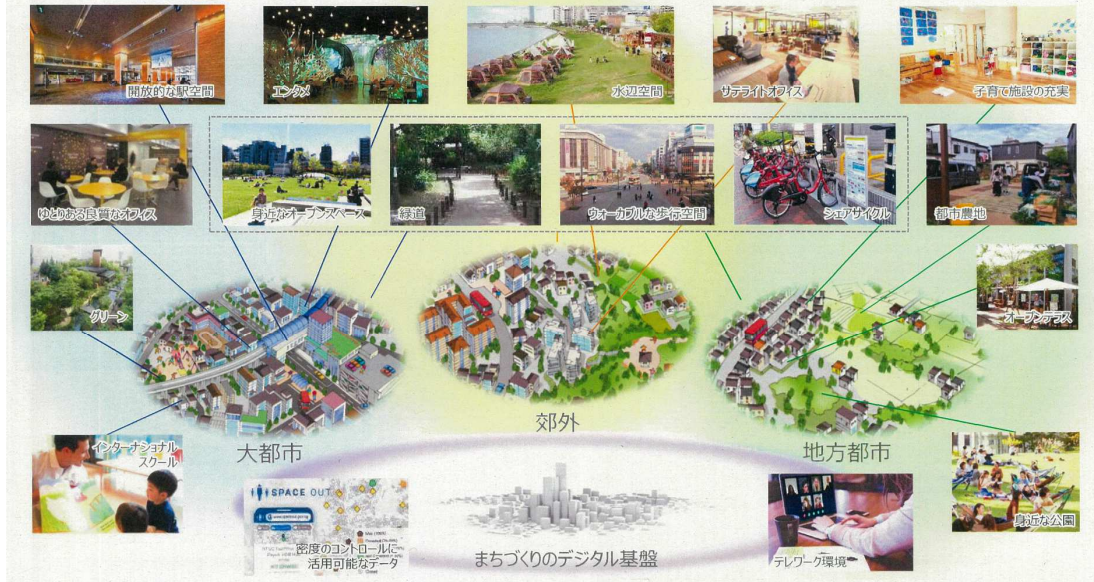


図-〇〇：新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（イメージ）

出典：「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」概要版抜粋（国土交通省，令和2年8月）

(2) みどりに関する新たな視点

① 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030（令和12）年までの国際目標です。同目標では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、貧困や飢餓、格差や持続可能な消費・生産などの17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）が掲げられています。

内閣府では、2018（平成30）年度より、自治体によるSDGsの取組みを促進するため、優れた取組みを提案する都市を「SDGs未来都市」として選定しており、本市は、「『防災環境都市・仙台』の推進」が評価され、2020（令和2）年度に選定されています。

本計画では、17のゴールの達成に寄与する施策を積極的に推進していきます。



図-〇〇：SDGsの17のゴール（目標）

出典：国際連合広報センターHP

② 仙台防災枠組 2015-2030

「仙台防災枠組2015-2030」は、2015（平成27）年に本市で開催された第3回国連防災世界会議で採択された、「兵庫行動枠組（2005（平成17）年に採択）」の後継となる新しい国際的防災指針となるものです。

同枠組では、災害による死亡者の減少、国や地方レベルでの防災・減災戦略を有する国の増加など、地球規模の目標が初めて設定され、防災・減災については、自然生態系を生かした防災・減災を意味するEco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）の推進が盛り込まれました。

本市では、東日本大震災時に消失した海岸林が津波減衰効果を発揮したことを受けて、2013（平成25）年度から海岸林の再生等に取り組む「ふるさとの杜再生プロジェクト」を始動し、震災後のまちづくりにおいてEco-DRRを推進してきました。

③ 都市緑地法等の改正による新たな制度

2017（平成29）年6月の法改正が行われ、都市公園の再生・活性化（都市公園等）、緑地・広場の創出（都市緑地法）、都市農地の保全・活用（生産緑地法等）について、新たな制度が創設されました。

国土交通省はこうした法改正の動きを「緑の基本計画（緑のマスタープラン）」に記載することで、緑のまちづくりの充実を図ることの必要性を示しています。



図-〇〇：平成29年度改正都市緑地法等の概要

出典：国土交通省資料により作成

④ グリーンインフラ推進戦略

2019（令和元）年7月に国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。この戦略において、グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み」とされており、地域住民や民間企業などの多様な主体の参画・連携を通じて、広く普及・促進することが必要とされています。また、グリーンインフラはSDGs（持続可能な開発目標）と親和性があり、同目標に示されている複数の課題の同時解決にアプローチする手法として有効とされています。

本市においても、近年激しさを増す都市型水害や魅力ある都市空間の形成など、顕在化する様々なまちづくりの課題へ対応が求められており、グリーンインフラを推進していく必要があります。

⑤ オープンスペースに関する提言など

2016（平成28）年，国土交通省が設置した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」より，人口減少・少子高齢化社会における緑とオープンスペースの政策は「新たなステージ」へ移行すべきであり，「ストック効果をより高める」，「民との連携を加速する」，「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの観点を重視する必要があるということが提言されました。

また，2019（令和元）年には同省が設置した「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」からは「『居心地が良く歩きたくなる まちなか』からはじまる都市の再生」が提言されました。

本市は，同省が募集を行っている「ウォークブル推進都市」に賛同しており，官民の連携を図りながら，居心地がよく歩きたくなるまちなかの創出に向け，都市公園をはじめとするオープンスペースの積極的な活用など取組みを推進する必要があります。



【札幌市】北3条広場アカプラ



図-〇〇：『居心地が良く歩きたくなるまちなか』からはじまる都市の再生
～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～

出典：国土交通省資料により作成

(3) 本市のまちづくりに関する動向

① 関連計画の改定等

・ 仙台市基本計画

まちづくりの理念に「挑戦を続ける，新たな杜の都へ～” The Greenest City” SENDAI～」を掲げ，「杜の都」と親和性のあるGreenという言葉に，目指す都市の姿（自然，心地よさ，成長，進め！）に関連する様々な意味を持たせるとともに，常に高みを目指す姿勢の象徴として，最上級を表す「est」を付した” The Greenest City” というまちづくりの方向性を定め，仙台がこれまで培ってきた都市個性を深化させ，掛け合わせ，相乗効果を生み出していくことで，仙台らしさが輝く「新たな杜の都」をつくっていくとしています。

目指す都市の姿の実現に向けて，仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取り組む8つのチャレンジプロジェクトが設定されており，みどりに関しては，グリーンインフラの充実を通じて，みどりが有する防災・減災やにぎわい創出，景観向上等の機能をまちづくりに生かしていくこととしています。

・ 仙台市都市計画マスタープラン

都市づくりの目標像を「『選ばれる都市へ挑戦し続ける”新たな杜の都”』～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～」とし，目標像の実現に向けて，「働く」・「学ぶ・楽しむ」・「暮らす」場所としての質を高め，相乗効果を生み出すことにより，選ばれる都市の実現を目指すとしています。

みどりに関しては，基本方針の「4．杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」や部門別方針の「3．緑・景観」などに示されており，自然環境の保全や緑の持つ多機能性を生かしたグリーンインフラによるまちづくり，公園・緑地等の形成と保全などを進めていくこととしています。

・ 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

目指す環境都市像「杜の恵みを活かした，持続可能なまち」を掲げるとともに，都市像の実現に向けて5つの分野別の環境施策と3つの重点的な取り組みを進めることとしています。

みどりに関しては，分野別の環境施策において，「自然共生都市づくり（生物多様性地域戦略）」の施策の1つとして「グリーンインフラをまちづくりに活かす」が掲げられている他，その他の施策に係る取り組みでもみどりの多機能性を生かす取り組みが位置付けられています。

・ 仙台市国土強靱化地域計画

4つからなる基本目標として「人命の保護が最大限図られる」等を掲げ、事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定を行い、それらの設定に基づき脆弱性を評価した上で、今後の取組みの方向性を推進方針として設定しています。

リスクシナリオの1つである「突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、暴風雪や豪雪等による多数の死傷者の発生」では、雨水流出抑制の方策の1つとして、雨水の地下への浸透などを行うためにグリーンインフラの導入を図ることとしています。

② 都心部再開発の動き

東日本大震災以降、震災からの復興を進めてきた一方、都心部において建築物の老朽化やオフィスビル供給の減少等の新たな課題が顕在化しています。

これらの課題に対応するため、2019（令和元）年7月から「せんだい都心再構築プロジェクト」を始動し、助成制度の創設等による建替え促進や都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法）の拡大指定などに取組み、都心部の機能強化を進めています。更に、勾当台・定禅寺通エリアにおいては、市役所本庁舎の建替えや定禅寺通活性化、市民広場を含む勾当台公園の再整備等、市政上の重要施策も動き出しており、今後の公・民の資産の老朽化対応において、個々の改修や更新が同エリアの魅力向上に寄与する、繋がりのある取組みとなるように、同エリアのまちづくりの将来像を示す「勾当台・定禅寺通エリアビジョン」が策定されました（令和3年3月策定予定）。

また、青葉通や宮城野通においても、地域の関係者により設立されたまちづくり協議会が主体となって計画が作成され、地域が目指すまちづくりの将来像などが示されるとともに、にぎわいの創出や活性化を目的として歩道の一部を広場化する社会実験が実施されるなど、まちづくりの取組みが行われています。

③ 令和5年度開催「第40回全国都市緑化仙台フェア」

2023（令和5）年春に本市としては2回目（前回は1989（平成元）年に開催）となる第40回全国都市緑化仙台フェアを開催します（令和2年12月に国土交通省大臣へ協議予定）。

「杜の都から始まる未来、みどりを舞台に人が輝く」を開催テーマに、「杜の都・仙台」の多様な機能を持つみどりが形づくられてきた歴史のあゆみを辿り、その大切さを見つめなおすとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により引き起こされつつある社会的変革の先にある「新たな杜の都」の創造に向けて、3つの基本理念（①百年先の、みどり豊かな杜の都を育むために②杜の都のみどりと親しむラ

イフスタイルの発見,そして人の交流があふれるまちへ③復興からその先へ,みどりを未来へ繋げる)を掲げ,全国都市緑化フェアを開催することとしています。

(4) 本市のみどりの現状と課題

① 本市のみどりの特徴と現状

(ア) 市域全体のみどり

市域の約8割がみどりに覆われており、西部地域の樹林地と東部地域の農耕地をつなぐように複数の河川が流れ、奥山・里山・田園等に分類され、多様なみどりによるネットワークが形成されており、豊かな動植物相がみられます。

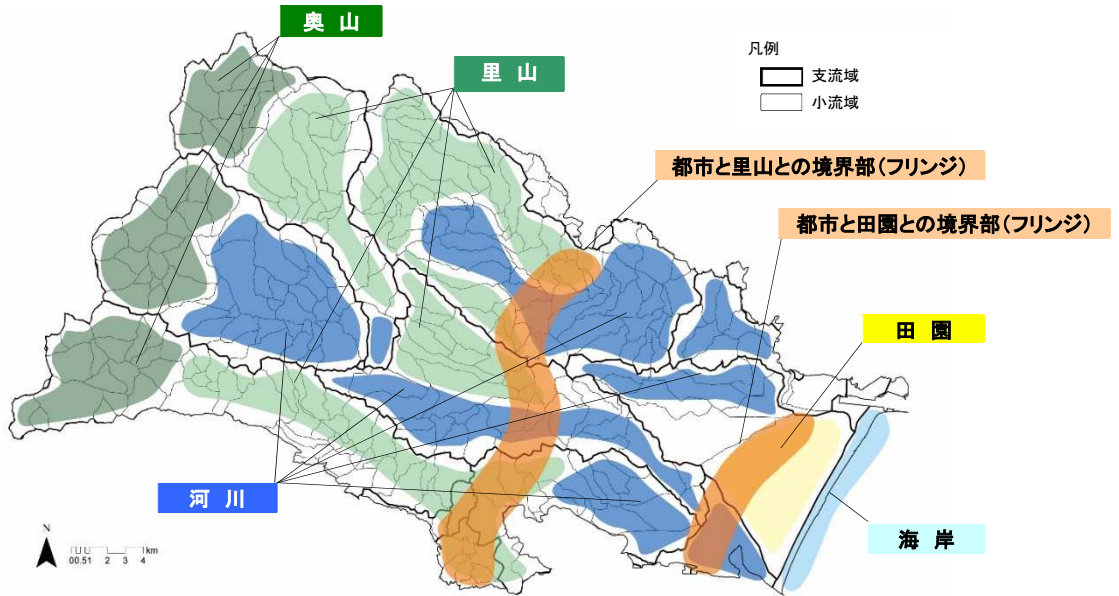


図-〇〇：流域分析の総合評価に基づくエリア区分

出典：仙台のみどりの基本計画 2012-2020

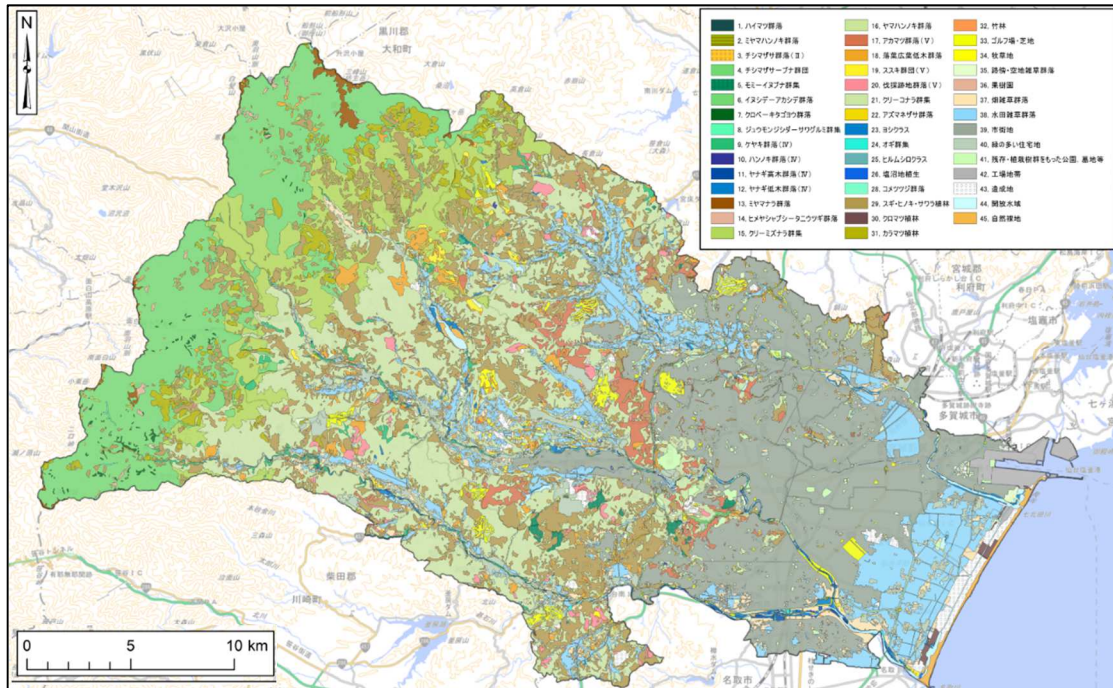


図-〇〇：本市の植生図(平成27年度)

出典：環境局資料(平成27年度 仙台市自然環境基礎調査)

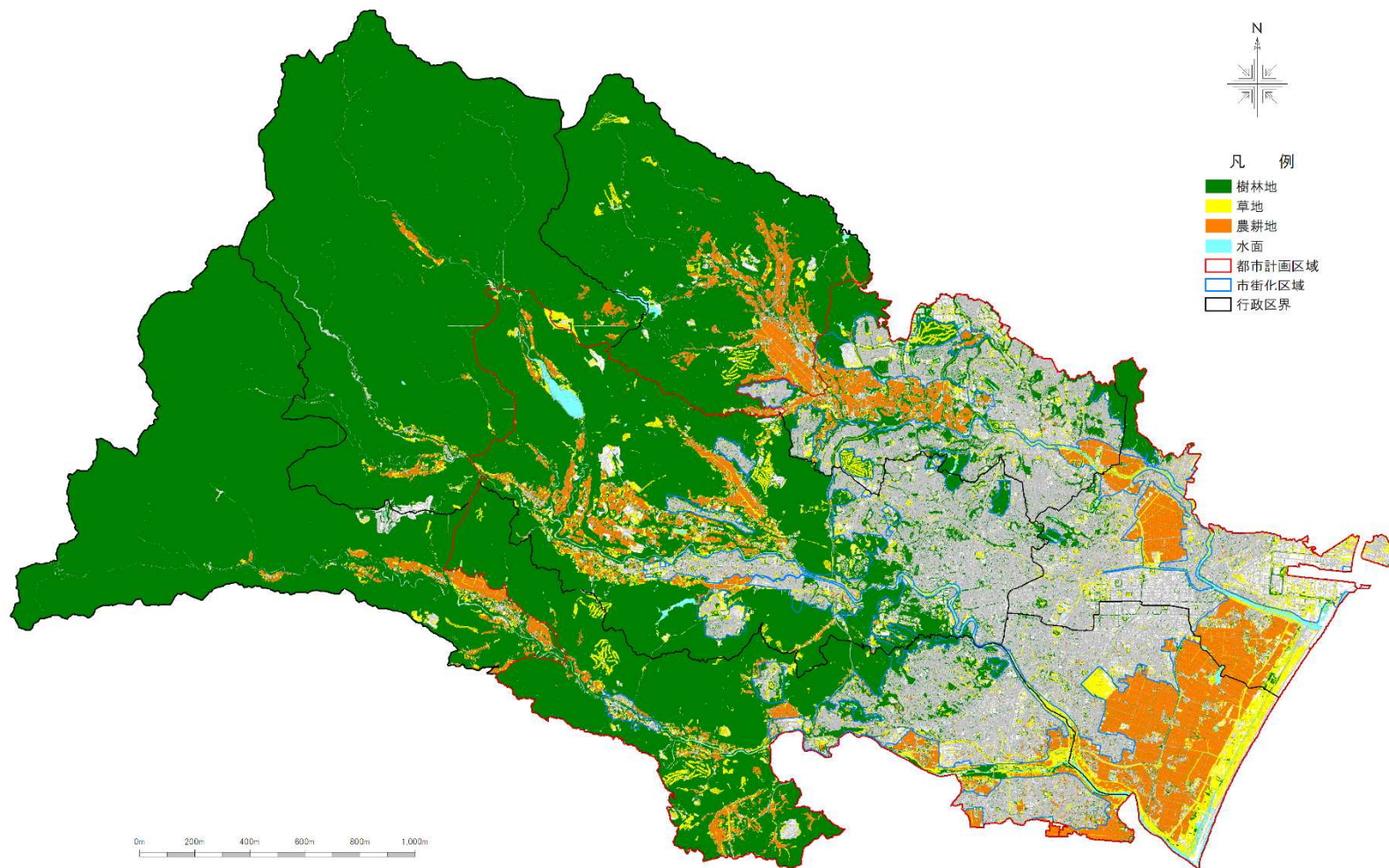
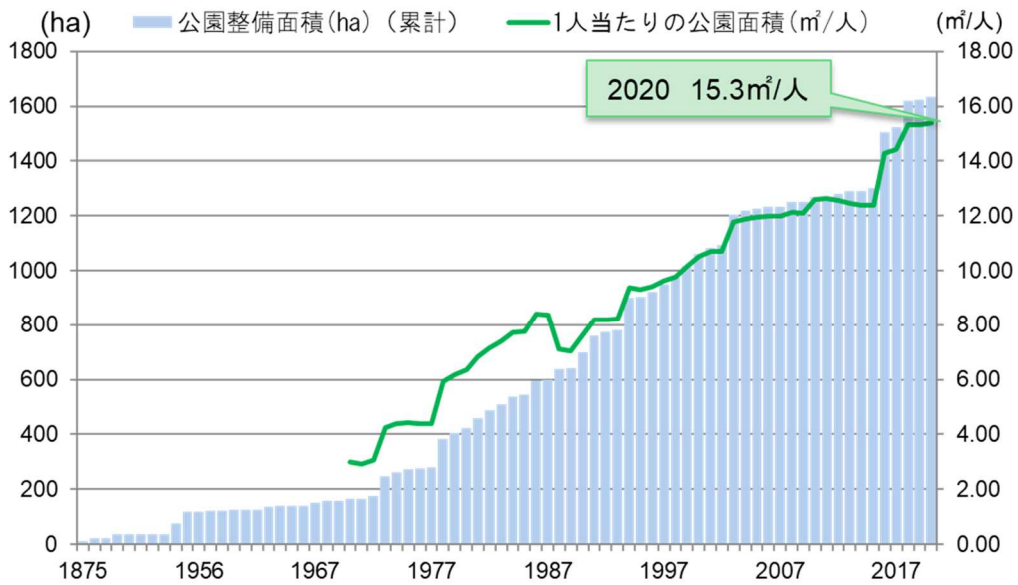


図-〇〇：緑被分布総括図

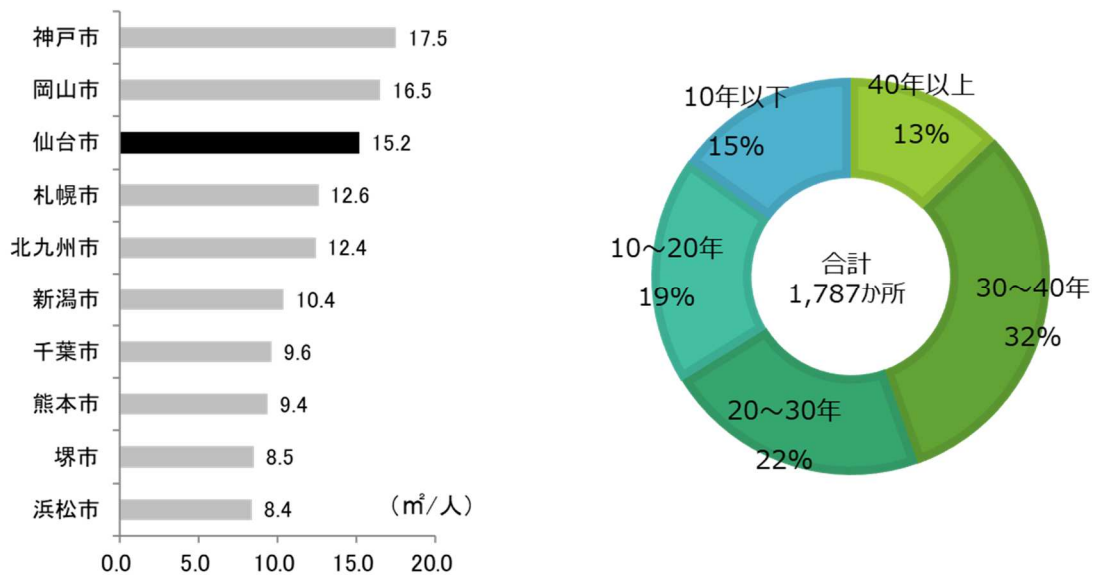
出典：令和元年度仙台市緑の分布調査報告書

(イ) 都市公園

本市の開園した公園数は1,800箇所に達し、面積としては1,600haを超え、市民一人当たりで換算すると15.39㎡（令和2年4月1日時点）と、政令指定都市平均6.8㎡/人（平成31年3月31日時点）を超えて高水準にあります。一方、開設後30年以上経過した公園が4割を超え、施設の老朽化が進んでいます。また、公園の配置状況について、地域によって偏りが生じている他、500㎡未満の小規模公園が非常に多くなっています。



図—〇〇：本市の公園整備面積と1人当たりの公園面積の推移（令和2年4月1日時点）



図—〇〇：市民1人当たり公園面積政令市比較
（上位10都市，平成30年3月末）

図—〇〇：都市公園整備後の経過年数
（平成30年12月時点）

出典：国土交通省資料を基に作成

表-〇〇：仙台市都市公園の現況（令和2年4月1日時点）

（単位：ha）

種別	青葉区						宮城野区		若林区		太白区						泉区		合計			
	除く宮城総合支所		宮城総合支所管内		青葉区計		箇所数	面積	箇所数	面積	除く秋保総合支所		秋保総合支所管内		太白区計		箇所数	面積	箇所数	面積		
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積					箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積					箇所数	面積
1 街区	186	29.0190	162	24.5746	348	53.5936	216	28.7480	198	16.4732	407	33.3158	2	0.6297	409	33.9455	309	53.2691	1,480	186.0294		
2 近隣	8	15.7570	6	9.3140	14	25.0710	11	20.1780	5	10.1718	7	11.5392			7	11.5392	20	43.5942	57	110.5542		
3 地区	1	6.9586			1	6.9586	1	12.0679			3	18.1474	1	9.2642	4	27.4116	4	28.8435	10	75.2816		
4 河川	6	8.2783			6	8.2783	4	6.6917	3	13.7771	5	11.0930	1	0.2099	6	11.3029	1	1.7031	20	41.7531		
5 総合	2	51.2479			2	51.2479	2	21.3729									1	22.0361	5	94.6569		
6 特殊	4	1.1956			4	1.1956													4	1.1956		
7 風致	3	63.7147			3	63.7147	3	39.1626			2	51.5641			2	51.5641	2	57.9997	10	212.4411		
8 動物											1	12.1406			1	12.1406			1	12.1406		
9 歴史	1	6.5381	1	0.3796	2	6.9177											2	14.1856	4	21.1033		
10 広域							※1	16.2031	※1	1	78.6433								1	94.8464		
11 都市緑地	23	147.6021	54	207.4655	77	355.0676	20	99.9612	2	0.1252	25	71.4241	4	0.4494	29	71.8735	76	250.5331	204	777.5606		
12 緑道			1	0.3072	1	0.3072			1	0.6409							4	3.7001	6	4.6482		
13 広場							1	0.1008			1	1.0958			1	1.0958			2	1.1966		
小計	234	330.3113	224	242.0409	458	572.3522	258	244.4862	210	119.8315	451	210.3200	8	10.5532	459	220.8732	419	475.8645	1,804	1,633.4076		
県営運動公園							1	15.4156											1	15.4156		
合計	234	330.3113	224	242.0409	458	572.3522	259	259.9018	210	119.8315	451	210.3200	8	10.5532	459	220.8732	419	475.8645	1,805	1,648.8232		
人口						291,702		189,625		136,540						230,986		212,324		1,061,177		
1人当たりの	県営運動公園除く						19.62	12.89		8.78								9.56	22.41		15.39	
公園面積(m ²)	県営運動公園含む							13.71													15.54	

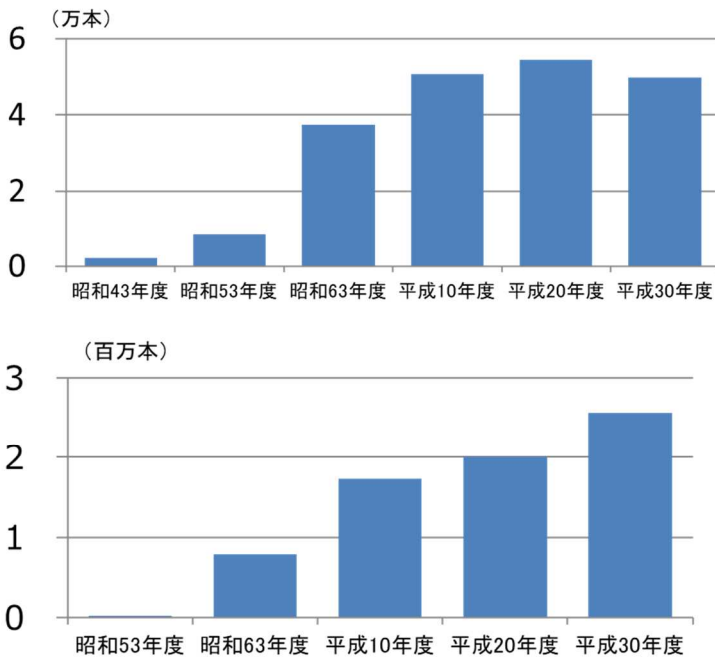
※人口は住民基本台帳の数値(R2.4.1現在)

※1 海岸公園は、宮城野区と若林区の両区にまたがる公園のため、箇所数は按分面積の大きい若林区の欄のみに記載。なお、面積は按分したものを各々の区に計上。

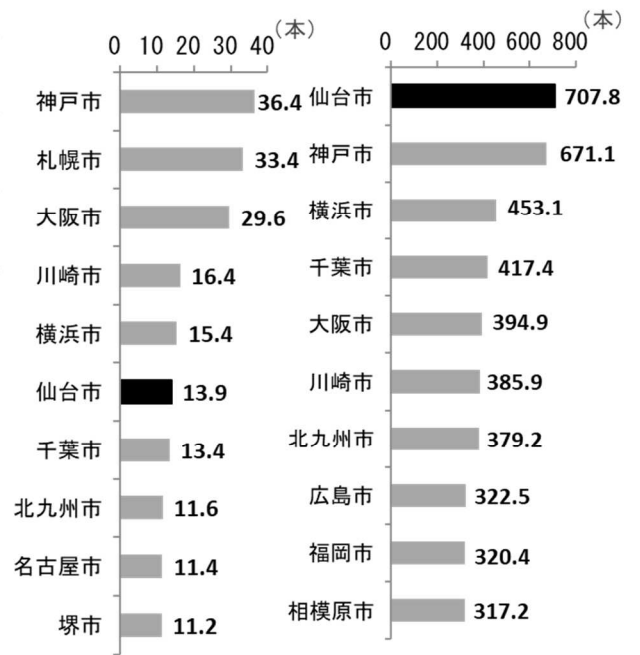
出典：事業概要（令和2年8月，仙台市建設局）

(ウ) 街路樹

本市の街路樹は高木が約50,000本，中低木が51.3ha(約2,565千本)となっています(平成31年4月1日時点)。道路延長1kmあたり街路樹本数では，高木13.9本(政令指定都市平均11.9本/km)，中低木707.8本(政令指定都市平均271.2本/km)と政令指定都市の中でも高水準にあります(高木，中低木ともに平成29年3月31日時点)。一方，樹木の成長による維持管理費の増大や樹勢不良の発生，植栽間隔など現行の基準では不適合とされる樹木が多数あり，道路の安全性低下への懸念があります。

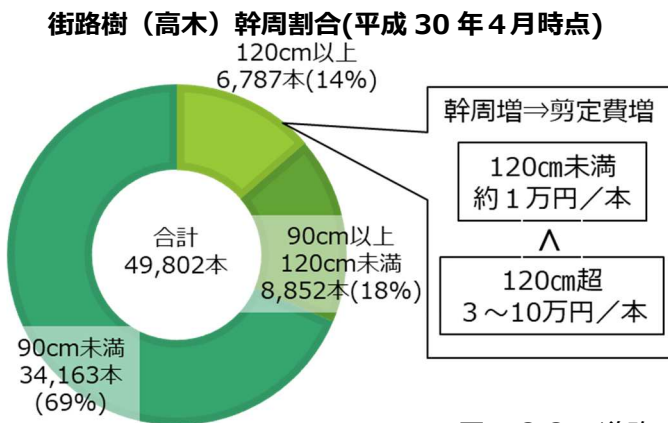


図一〇〇：街路樹(上：高木，下：中低木)本数の推移



図一〇〇：管理道路1kmあたり街路樹(左：高木，右：中低木)本数の政令市比較

出典：「わが国の街路樹Ⅷ」(2018年11月)を基に作成



基準不適合箇所

根上がりによる舗装の隆起



図一〇〇：道路の安全性低下の主な事例

(エ) 都市緑化

市街化区域の緑被率は26.3%であり，他都市と比較すると上位にあります。重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）は4地区を指定しているものの，緑被率は市街化区域の中でも低く，半分程度の割合となっています。

杜の都の環境をつくる条例に基づく建築行為に伴う緑化は着実に図られてきましたが，コスト低減等の観点からツタ植物や芝などが多く用いられ，緑化の基本としている樹木が十分に使用されていません。

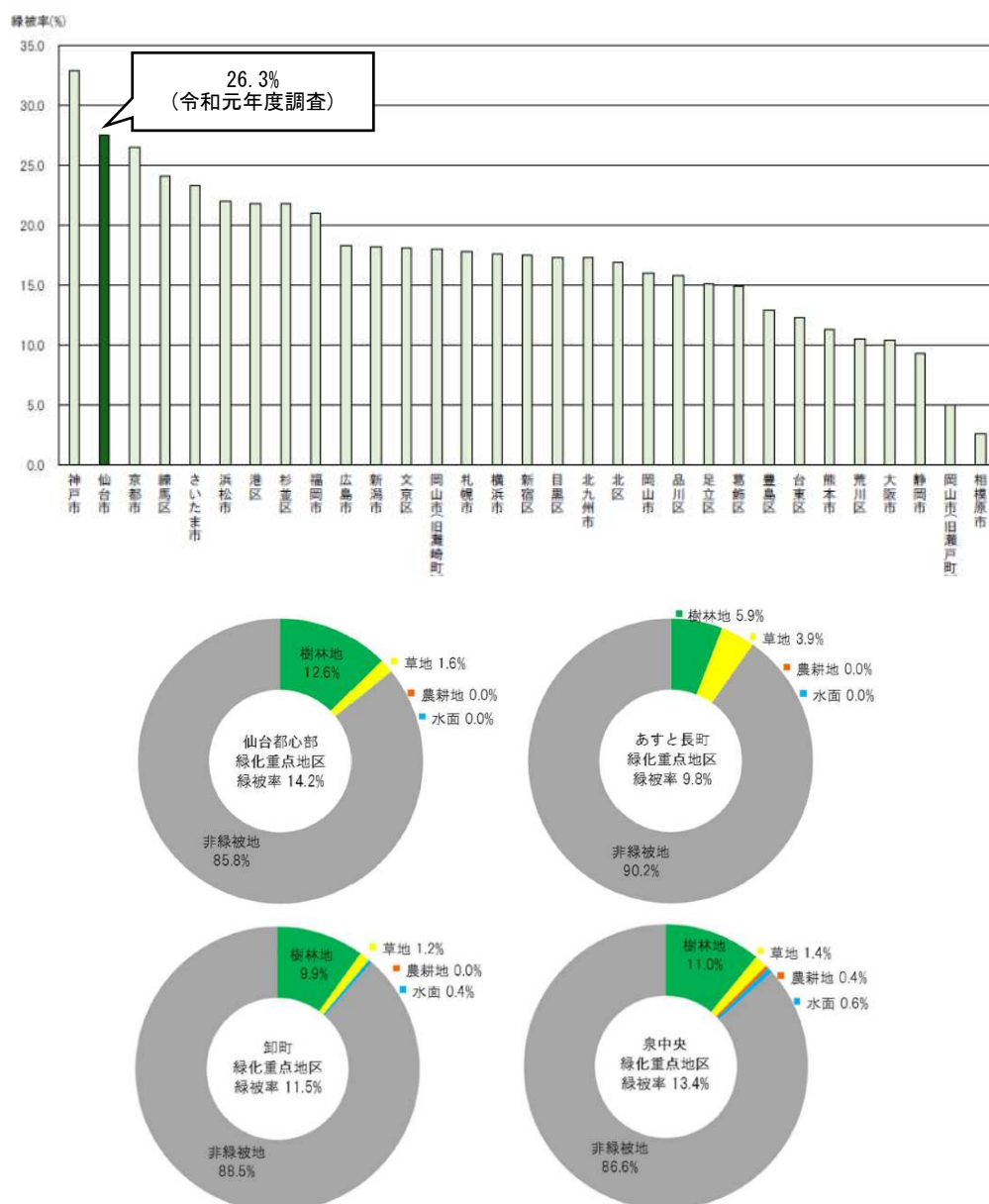
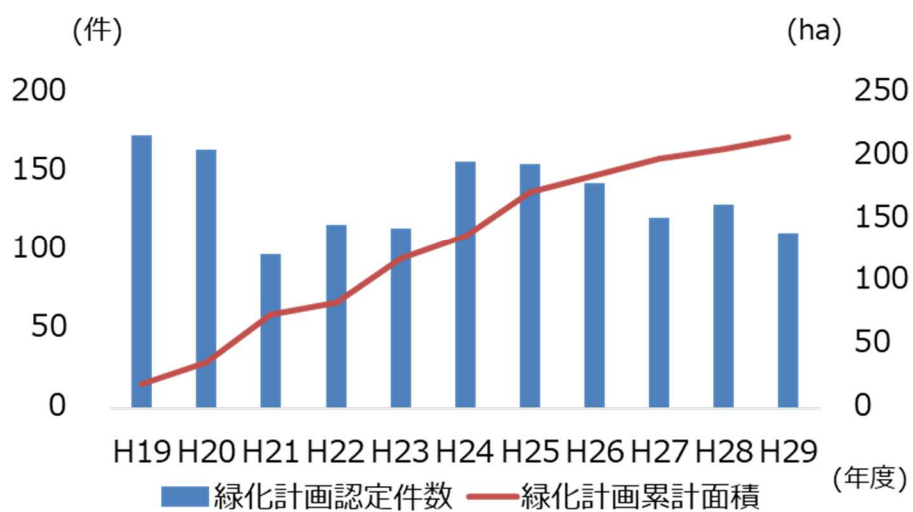


図-〇〇：(上) 他都市との緑被率比較 (市街化区域)，(下) 緑化重点地区の緑被率の内訳

出典：(上) 都市緑地の保全及び緑化の推進に関する施策の実績調査報告書（平成31年3月，国土交通省）
 (下) 仙台市緑の分布調査報告書（令和2年6月）



図一〇〇：杜の都の環境をつくる条例に基づく緑化計画認定件数と累計面積の推移

(オ) 緑地保全

土地や樹木の所有者をはじめとする市民の理解を得て、法令等に基づく緑地保全に取り組んできました(表一〇〇参照)。2014(平成26)年には、都市公園(都市公園法)に移行することで緑地の保全が確保された保存緑地について、指定の解除を行うことで大泉山保存緑地や芦の口保存緑地等の面積が減少しましたが、保全の担保性は向上しました。また、より規制が厳しくなる特別緑地保全地区は柘江地区などを新規指定し、面積が増加しています。その他については、近年は、保存樹木の枯損による廃止があったものの、引き続き新たな指定を行っているほか、保存樹林は指定件数が増加しています。

一方、法令等による規制を受けていない市街地に近い里山や市街化区域の樹林地では、開発等の土地利用の影響により緑地の減少が見られます。特に、太陽光発電施設の設置に伴う森林伐採については、再生可能エネルギーの普及は重要であるものの、全国的に環境への影響が懸念されています。

表一〇〇：法や条例に基づく緑地保全制度の運用状況

	現計画策定時 (平成24年4月1日)	現在 (令和2年4月1日)	増減
風致地区	8地区(270.9ha)	8地区(270.9ha)	増減なし
特別緑地保全地区	1地区(81ha)	4地区(97.2ha)	3地区(16.2ha)増
市民緑地	1箇所	1箇所	増減なし
保存緑地	46箇所(662.17ha)	40箇所(643.34ha)	6箇所(18.83ha)減
保存樹林	9件	17件	8件増
保存樹木	177件(182本)	173件(178本)	4件(4本)減

令和2年4月時点において、「緑地保全地域」、「保全配慮地区」の指定実績はない。

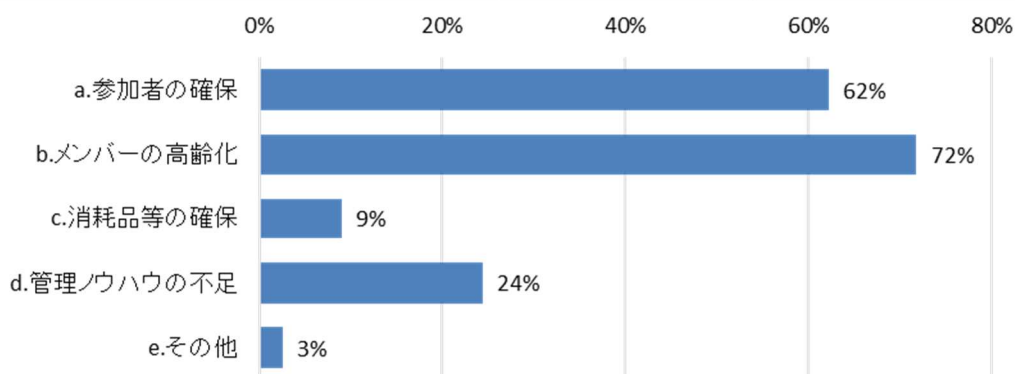
(カ) 協働等

様々なみどりにおいて、維持管理や利活用を行う団体が組織されており、取組みも盛んですが、一部の団体では、会員の高齢化が進むなど、担い手確保を難しく感じている団体も現れ始めています。

また、財源については、八木山動物公園のネーミングライツをはじめ、中心部ではスポンサー花壇に取り組むなど新たな手法も取り入れられ始めています。一方、公園関連の予算で2017（平成29）年に維持管理費が整備費を上回るなど、所有施設の維持管理費が予算に占める割合が年々大きくなってきています。

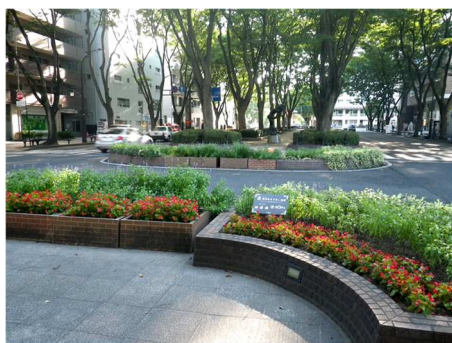
表—〇〇：みどりのまちづくりに関わる地域団体数

団体名称	現計画策定時 (平成 24 年度)	現在 (令和 2 年度)	増減
緑の活動団体	17 団体	26 団体	9 団体増
公園愛護協力会	1,155 団体	1,312 団体	157 団体増
河川愛護会	20 団体	20 団体	増減なし

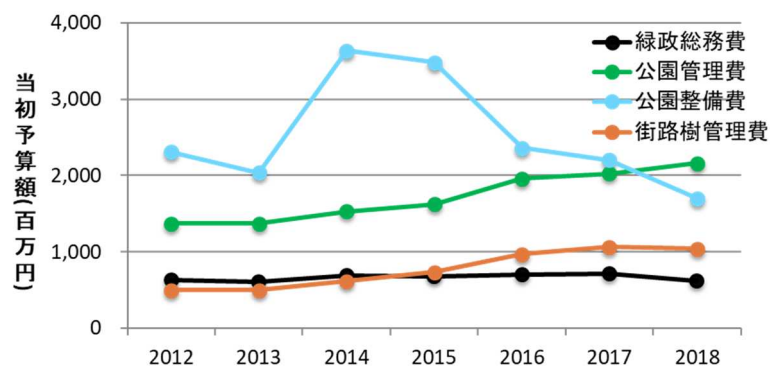


図—〇〇：公園愛護協力会の活動上、課題と考えていること

出典：令和元年度 仙台市公園愛護協力会連合会泉支部アンケート



図—〇〇：仙台おもてなし花壇（スポンサー花壇）



図—〇〇：主な事業費の推移（予算額）

出典：仙台市一般会計歳出決算事項別明細書

(キ) 市民意識等

本市が重点的に取組む施策に関する市民評価やニーズを把握することを目的として実施した「施策目標に関する市民意識調査（令和元年度実施）」では、「市街地の緑化や公園の整備，自然環境の保全等，緑美しい百年の杜づくり」を評価する（評価する＋どちらかといえば評価するの合計）の割合が69.5%と全47項目中4位と高評価を受けました。

また、「みどりの市民意識調査（令和元年度実施）」では，身近なみどりについて「公園や緑地のみどり」や「街路樹などの道路のみどり」を挙げた市民が7割を超えました。身近なみどりに期待する機能としては，「都市の気温上昇の軽減」や「生活への潤い，いやし」，「大気浄化・騒音の軽減」など生活環境の向上への期待が上位を占めましたが，それらのみどりの満足度（質と量に関する評価）では，量を十分と回答した方は半数を超えたものの，質が十分と回答した方は半数を下回る結果となりました。

「評価する（計）」（上位5項目の経年比較）

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
1位	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 81.8%	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 81.8%	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 82.8%
2位	医療サービスや救急医療体制の充実 72.0%	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 69.2%	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり 73.6%
3位	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり 71.9%	市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり (同率3位) 68.1%	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 71.7%
4位	市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり 69.5%	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり (同率3位) 68.1%	医療サービスや救急医療体制の充実 67.3%
5位	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 68.7%	医療サービスや救急医療体制の充実 67.4%	生活習慣病予防対策や健診体制の充実等、健康づくりの推進 65.8%

図一〇〇：仙台市の各取組みに対する市民評価（上位5項目の経年変化）

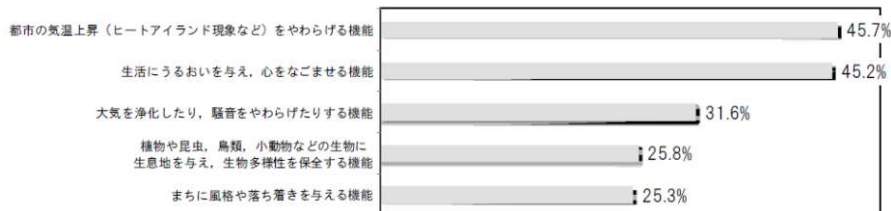
出典：令和元年度 施策目標に関する市民意識調査（まちづくり政策局資料）

問. あなたにとって身近なみどりとは何か (あてはまるもの全てに○, n=1916)。



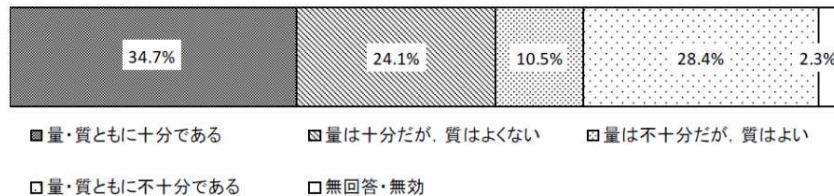
※上位5項目のみ掲載

問. 身近なみどりに期待する機能は何か (あてはまるもの3つまでに○, n=1916)



※上位5項目のみ掲載

問. 現在の身近なみどりの量や質にどのような印象を持っているか (あてはまるもの1つまでに○, n=1916)。



図—〇〇：身近なみどりに関する市民意識

出典：令和元年度 みどりに関する市民意識調査 報告書

② 仙台市みどりの基本計画（2012-2020）の振り返り

計画期間の目標として設定されたみどりの量・質に関わる成果を整理し、評価を行いました。

○みどりの量に関する目標（令和元年度末時点）

評価対象	指 標	基準値 (平成 22 年度)	目標値	現況値
市域 全域	みどりの総量 (緑被率)	78.8%※ ¹	維持・向上	78.4%※ ²
都市計画 区域	都市公園等の 一人当たり面積	15.8 m ²	20 m ²	18.6 m ²
	都市公園の 一人当たり面積	12.8 m ²	17 m ²	15.5 m ²
市街化 区域	市街地のみどりの 総量 (緑被率)	29.8%※ ¹	維持・向上	30.2%※ ²
	担保性のある 緑地の面積	約2,200haから 250ha 増加	250ha 増	248.64ha 増

※1：平成 21 年度調査，※2：令和元年度調査

- ・ 都 市 公 園 等：都市公園及び公開されている公共施設で都市公園と類似する施設例) 屋外運動施設，児童遊園，港湾緑地，文化財関係施設，生涯学習施設など
- ・ 担保性のある緑地：都市公園等（施設緑地）及び地域性の緑地例) 上記の公園等，風致地区，特別緑地保全地区，保存緑地など

〈評 価〉

市域全域のみどりの総量は基準値から若干の減少となりました。山間部の様々な場所において，大型の太陽光発電施設の開発が行われたことが主な要因として考えられます。

都市計画区域は，都市公園（等）の一人当たり面積がともに目標が未達成でした。現行計画策定時の想定以上に計画期間中の人口増加が続いたことや，面積加算が見込まれていた緑地で境界確定が未了のために公告手続きが整わずに面積加算ができなかったことが要因と考えられます。

市街化区域は，みどりの総量は基準値を上回っており，目標を達成しました。また，担保性のある緑地面積についても，順調に増加しており，目標を達成する見込みです。

○みどりの質*に関する目標

※みどりの質については、定性的な目標としていますが、それらを測る指標として百年の杜づくりプロジェクト（7つの重点プロジェクト）ごとにそれぞれ2つずつ設定した成果指標の達成状況（令和元年度末時点）について評価しました。

目標1：安全安心 自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高めます

⇒①みどりによる津波防災プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
海岸防災林の植林面積 (国による民有林直轄治山事業等)	－	対象面積全て	162.31ha/8年
海岸公園の開園面積	－	一部開園	開園面積 37.5ha (事業完了)

〈評 価〉

海岸防災林の植林面積について、ふるさとの杜再生プロジェクトによる植樹の実施など順調に推移しました。

また、海岸公園の開園についても、平成29年度に災害復旧工事が完了するとともに避難の丘を整備し、平成30年7月には全施設の利用を再開できました。

目標2：自然環境 生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高めます

⇒②みどりの骨格充実プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
二酸化炭素固定量	平成22年度 30,289t/年	42,500t/年	令和元年度 37,282 t/年
身近な生き物の認識度	平成22年度 9種合計 440.7%	現在より向上	令和元年度 9種合計 505.3%

〈評 価〉

二酸化炭素固定量については、算出対象となる高木植栽本数、新規都市公園開設面積、市有林の施業面積で、目標達成に必要な事業量を確保できなかったことから、目標値を下回りました。

身近な生き物認識度については、自然環境を生かした公園緑地整備、河川改修を実施により、生き物の生息環境の改善を図ったことや仙台市生物多様性地域戦略(H28作成)に基づく市民イベントの開催したこと等、生物多様性に関する普及啓発

に努めたこと等により、基準値を上回りました。

目標 3：生活環境 市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高めま
す

⇒③街のみどり充実プロジェクト

④魅力ある公園づくりプロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
市街化区域内の民有地の緑化面積	平成 22 年度 21.86ha	50ha 増/9 年	54.64ha 増/8 年
市街化区域内の樹林地面積	平成 21 年度 3,836ha	現状維持	令和元年度 3,604ha
街区公園整備・再整備箇所数	平成 22 年度 45 箇所	450 箇所/9 年	283 箇所/8 年
市民の公園利用頻度	平成 24 年度 21.4%	現在より向上	令和元年度 21.0%

〈評 価〉

民有地の緑化面積については、条例に基づく緑化計画書認定の適正な運用により、緑化面積が着実に増加し、目標を達成しました。市街化区域内の樹林地面積は、開発行為（国見、錦ヶ丘地区）と東日本大震災の津波による消失（蒲生、港地区）により、減少したと考えられ、目標達成は困難でした。

また、街区公園の再整備・整備箇所数は、事業費の確保に難航したことなどにより、目標の達成が困難な見込みです。公園利用頻度については、基準値にわずかに到達できず、目標を達することができませんでした。

目標 4：仙台らしさ 歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高めます

⇒⑤みどりの地域資源活用プロジェクト

⑥「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基準値	目標値	現況値
保全制度による屋敷林・鎮守の杜の新規保全箇所数	平成 22 年度時点 2 箇所	10 箇所増/9 年	8 箇所増/8 年
百年の杜ホームページのアクセス数	平成 22 年度 62,324 件/年	120,000 件/年	令和元年度 99,377 件/年
仙台都心部緑化重点地区内緑被率	平成 21 年度 11.7%	13%	令和元年度 14.2%
仙台都心部 10 路線平均緑視率	平成 20 年度 26.8%	30%	平成 26 年度 31.7%

〈評 価〉

杜の都の環境をつくる条例に基づく保存樹林制度の活用により屋敷林等の貴重な樹林の新規指定が行われ、目標を達成できる見込みです。

百年の杜ホームページアクセス数は、「わがまち緑の名所 100 選」など、みどりに関心のある市民から注目度が高いページはアクセス数が多く、また、イベントの告知等ではFacebookの専用アカウントを開設するなど、情報発信の充実に努めました。目標値の達成は難しい状況です。

仙台都心部緑化重点地区内の緑被率については、民有地緑化の増加や街路樹、公園樹の成長などにより、目標値を上回りました。仙台都心部10路線平均緑視率についても、緑被率と同様に既存の街路樹などの成長により、目標値を上回りました。

目標 5：市民協働 市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携してみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高めます

⇒⑦市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基準値	目標値	現況値
みどりの市民活動団体主催の市民向けイベント数	平成 22 年度 193 件/年	1,500 件/9 年	929 件/8 年
みどりの活動を行う事業者数	平成 21 年度 248 事業者/年	2,300 事業者/9 年	2,800 事業者/8 年

〈評 価〉

みどりの市民活動団体主催の市民向けイベント数について、現況値は目標値の 7

割程度に留まっており、目標達成は困難な状況です。東日本大震災以降イベント数が減ってしまったことや、団体会員の高齢化により活動が縮小していることが要因と考えられます。

みどりの活動を行う事業者数は、目標を達成しており、広瀬川の清掃活動イベントなど、参加するイベントへの携わり方が協賛や寄付など多様になっているためと考えられます。

③ 本市のみどりの課題

本市のみどりを取り巻く社会状況の変化やまちづくりに関する動向，みどりの現状，仙台のみどりの基本計画2012-2020の振り返りなどを踏まえ，課題を次のように整理しました。

課題①

加速する少子高齢化や激甚化・頻発化する自然災害，国内外の交流人口の拡大等により激化する都市間競争など，大きく変化する社会状況への対応が求められる中で，みどりをまちづくりの重要な資源として捉え，その多様な機能を積極的に活用していくことが必要です。

課題②

みどりの多様な機能をまちづくりに効果的に活用できるように，都市緑化の質の向上や法令等に基づく緑地保全制度の運用の更なる推進，公園や街路樹等の老朽化や安全性が低下した各施設への対応など，みどりの適正な維持管理や適材適所への整備を行い，質の向上や量の更なる充足を図ることが必要です。

課題③

みどりの整備・維持管理・利活用に関する取組みを推進するために，市民や市民活動団体，事業者等の多様な主体と更なる連携を図っていくことが必要です。

2 基本理念・みどりの将来像

(1) 基本理念

百年の杜づくりで実現する新たな杜の都

～みどりを育むひと、みどりが育むまち～

本市のいくつかある都市個性の1つに、市街地における公園や街路樹といったまちのみどりが、奥山から沿岸部までの豊かな自然と連続し、都市機能と調和した「環境」があります。これは市民共有の財産として、良好なみどりの保全・創出を行う「百年の杜づくり」が支えてきたものです。

上位計画になる仙台市基本計画では、世界からも選ばれるまちを目指し、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」をまちづくりの理念とし、これまで培ってきた都市個性を深化、掛け合わせることで、杜の都を新たなステージに押し上げる挑戦をはじめることとしています。

このことを踏まえ、これまでみんなで取組んできた「百年の杜づくり」を継続するとともに、培ってきたみどりの多様な機能をまちづくりに積極的に活用していくことで、新たな杜の都を実現します。

ひとがみどりを育み、そのみどりがまちと暮らしを育むことで、杜の都の更なる高みを目指します。

(2) 「百年の杜づくり」とは

本市は「杜の都」と呼ばれており、この緑豊かなまちの姿の原点は、今から約400年前までさかのぼります。仙台藩祖伊達政宗公が屋敷内に果樹や建築用材となる木を植えるように勧めてできた屋敷林、寺や神社の林、広瀬川や青葉山の緑が一体となって、まち全体が緑に包まれていたと言われております。第二次世界大戦時の仙台空襲で、まちの緑は消失してしまいましたが、その後の復興により「杜の都」を印象づける緑は、青葉通や定禅寺通などの街路樹、青葉山公園や西公園などに代わっていきました。

「百年の杜づくり」とは、伝統ある「杜の都」の風土を生かし、市民・市民活動団体・事業者・行政が協働して、百年という時を味方に「みどりと共生する都市」を創造し、未来へ継承していく取組みです。

(3) みどりの将来イメージ図

奥山のみどりは澄んだ空気と水を生み出し、生き物を育みます

里山のみどりは人々を招き入れ、自然とまちをつなぎます

市街地のみどりは人々を包み、居心地の良い空間で人のつながりが生まれます

都心のみどりが人を守り、人に活力を与え、まちの賑わいを創ります



河川のみどりはもり、まち、うみをつなぎ、そこに人々が集います

田園のみどりは歴史的景観を留め、海からの風を招き入れます

海岸のみどりが再生し再び市民の生活を支え、新たな賑わいが生まれます

奥山・里山



樹林地等の適切な管理により良好な自然環境が維持され、キャンプ、トレイルランや環境教育など様々な利用がなされています。

市街地（都心以外）



公民連携が進んだ公園では、カフェでテレワークに勤しんだり、ヨガ教室や地域の花壇づくりに参加したりと、生活スタイルに合わせた公園利用がなされています。

都心



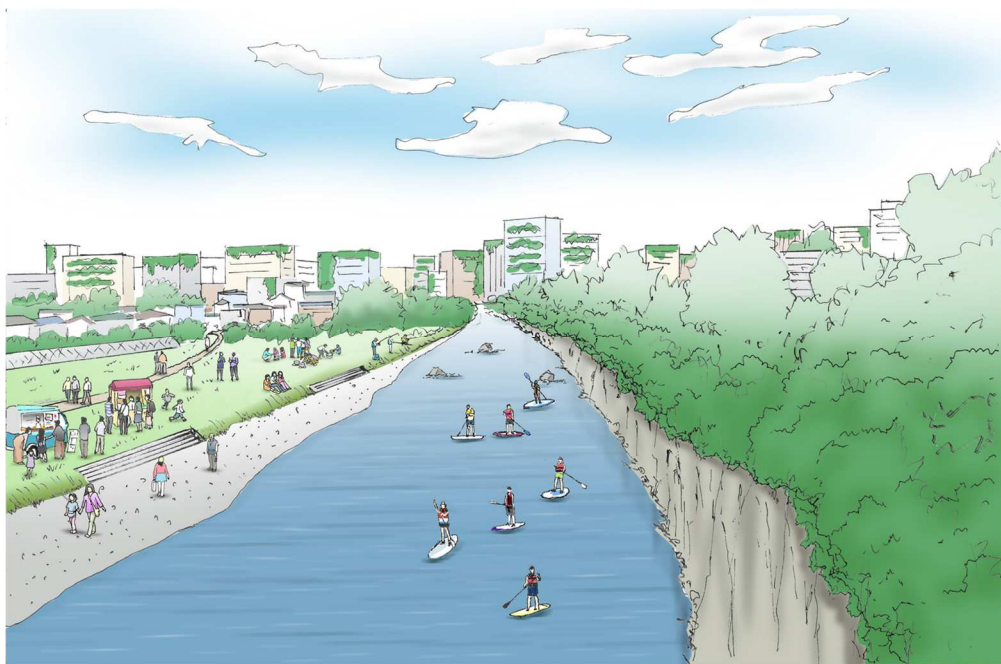
建築物緑化や街路樹、公園などによる緑豊かな空間において、賑わいを創出する利活用がなされています。

田園・海岸



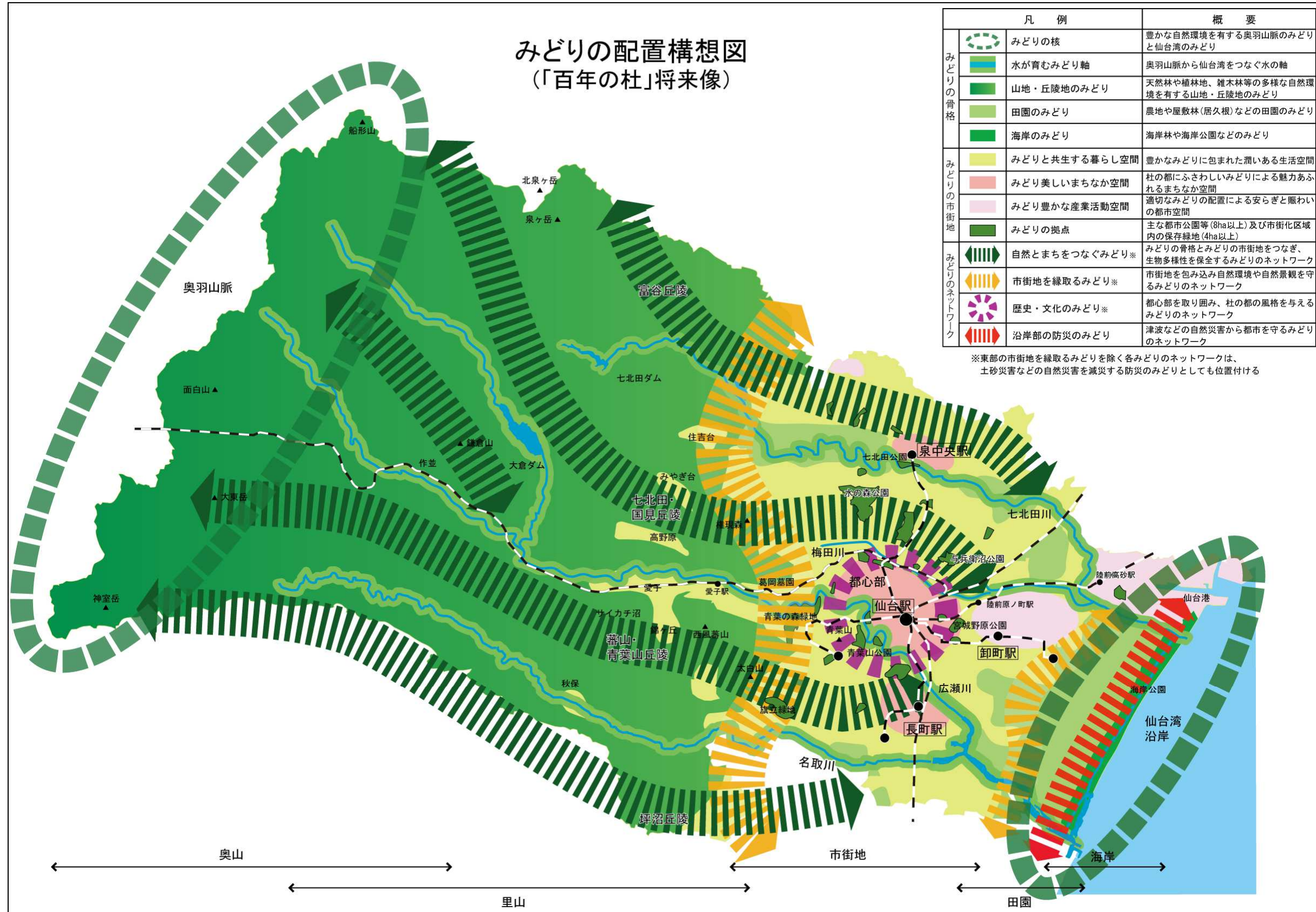
農業体験等の集団移転跡地の利活用や市民協働で行ってきた海岸防災林の再生が進み、震災からの復興がなされています。

河川



特徴となる河岸段丘の景観が保全され、河川敷での利活用が進み、水の流れるを感じることができています。

(4) みどりの配置構想図（「百年の杜」将来像）



3 取組みの姿勢

(1) グリーンインフラの推進

「グリーンインフラ」は、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方として1990年代後半頃から欧米を中心に展開されてきました。我が国では、2015（平成27）年に「国土形成計画」に位置付けられて以降、いくつかの分野で取組みが進み、2019（令和元）年には国土交通省から推進戦略が示されましたが（1(2)④グリーンインフラ推進戦略（P.〇〇）参照）、その定義には幅があります。

そこで本市では、グリーンインフラを「コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取組み）」と定義します。

本市は、古くは、仙台藩初代藩主である伊達政宗公により、防風・防雪の役割を果たし、食料・燃料となる屋敷林が奨励されたことでまち全体がみどりに包まれ、杜の都と呼ばれるようになりました。戦災復興で定禅寺通や青葉通に植栽されたケヤキ並木は大切に育成され、現在の「杜の都・仙台」の顔となり、本市の魅力であり続けています。更に、その後の東日本大震災では、壊滅的な被害を受けた海岸林を津波防災の多重防御システムとして、再生するために、市民や企業などとの協働により、植樹や育樹に取り組んでいます。

今日に至るまで、本市ではみどりを日々の暮らしやまちづくりに欠かすことができないものとして大切に手入れを行いながら、その多様な機能を利活用してきた歴史があり、既に「グリーンインフラ」を実践してきたと言えます。

そして、これからの「グリーンインフラ」には、気候変動に伴う自然災害や健康被害などへの適応策をはじめとして、都市間競争を勝ち抜くための都市の魅力や活力の創出、生活環境の質の向上等、多岐にわたる役割が求められています。

自然が持つ多様な機能を都市基盤として活用するためには、みどりの適正な維持管理や配置による質の向上や量の充足が欠かせません。このため、法令等に基づく緑地の保全や建築物などでの良質な緑化の誘導を図るとともに、都市公園や街路樹など身近なみどりを、都市経営の重要な資源として捉え、長期的な視点に立ち、計画的な整備や維持管理を行う等、みどりのマネジメントに取り組めます。これらの様々な都市基盤の効用が適正に評価され、互いに有効に機能を発揮できるよう配慮しながら施策を推進します。

また、事業の実施にあたって、グリーンインフラとの親和性が高い参加型の取組みを進めることで、健康増進や子育て、環境学習など様々な分野での効果を高めるとともに、市民一人ひとりが、都市基盤を自分自身の生活と結び付け、そのあり方を考える社会への変化を促します。

基本理念「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまちと暮らし～」を実現すべく、関連する行政分野が連携を強め、市民や事業者などの多様な主体との協働のもと、グリーンインフラを推進していきます。

(3) 杜の都のグリーンインフラ (図)

杜の都のグリーンインフラ

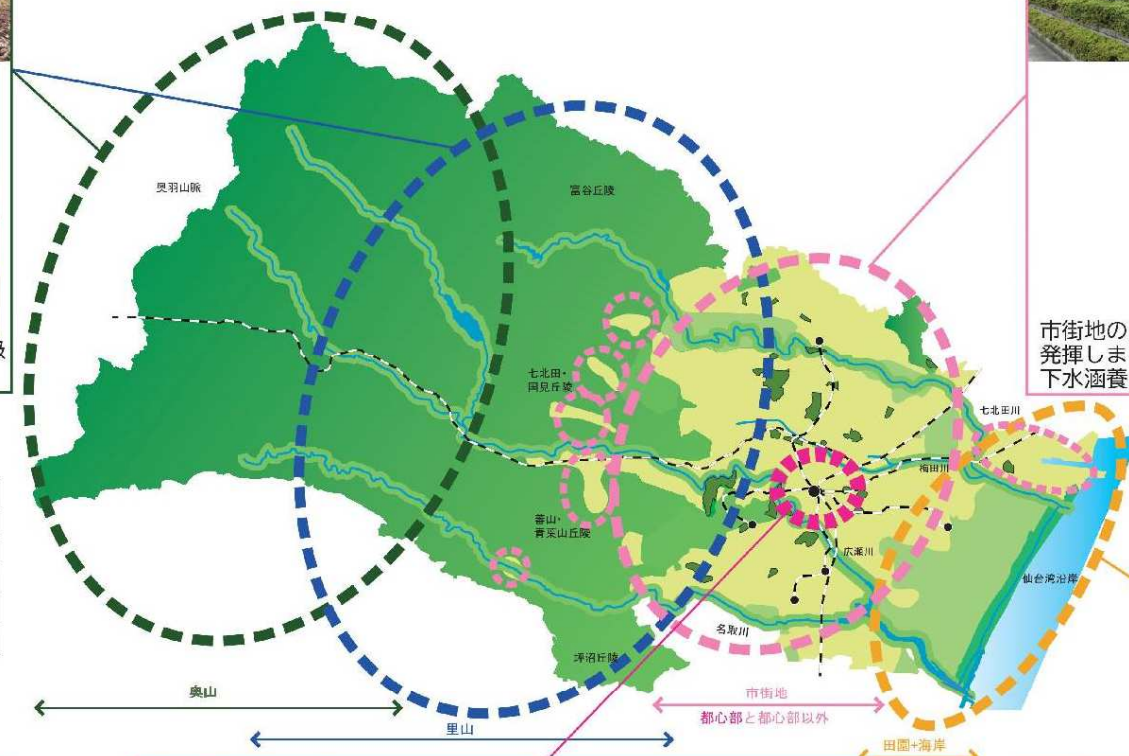
仙台は、森林や里地里山、市街地のみどり、東部の農地、源流から河口に至る河川など、市域に多様な自然がつながりを持って分布している稀有な都市です。
 これらの骨格となる多様なみどりは、水害の軽減、水源・地下水涵養、水質浄化、利水、微気象の緩和などの様々な役割を果たしています。

奥山・里山

樹林を保全し適正に管理することで、生物多様性の保全、CO₂吸収、水質浄化、水源の涵養等の機能を発揮します。

市街地 (都心部以外)

市街地のみどりは景観の向上、レクリエーション、コミュニティ形成等の機能を発揮します。また、雨水の浸透・貯留機能を高めることにより、水害の軽減、地下水涵養、水質浄化等に寄与します。



凡例

山地・丘陵地のみどり
田園のみどり
水が育むみどり軸
みどりの市街地
海岸のみどり
みどりの拠点

河川

河川の基本的な機能である治水、利水に加え、生物多様性の確保、微気象緩和、景観の保全等の環境機能を発揮します。また、河川敷の利活用によりレクリエーションやコミュニティ形成に寄与します。

市街地 (都心部)

みどりの計画的配置やグリーンビルディングの整備促進に伴う緑化推進等により、暑熱緩和、景観の向上、レクリエーション等の機能を発揮します。また、雨水の浸透・貯留機能を高めることにより、水害の軽減、地下水涵養、水質浄化等に寄与します。

田園・海岸

夏季の冷たい海風は東部の平坦な地形を通過して内陸まで届き、市街地の温度の上昇を緩和しています。沿岸部の防災林は防潮・防風機能を確保し、防潮堤やかさ上げ道路等による津波被害を軽減する多重防御の機能を高めます。農地、湿地、屋敷林や樹林地の保全により生物多様性確保、地域固有の景観保全に寄与します。